

代表取締役 仙波 誉子

可決

■固定資産評価審査委員会委員の選任について

【住所】

上島町弓削下弓削524番地

【氏名】 濱村 隆

【生年月日】 昭和12年3月14日

不同意

【住所】

上島町生名1986番地

【氏名】 檜垣 利生

【生年月日】 昭和27年10月13日

【住所】

上島町岩城1400番地

【氏名】 中濱 信之

【生年月日】 昭和18年9月10日

【住所】

上島町魚島1番耕地190番地

【氏名】 関戸 勝由

【生年月日】 昭和12年10月6日

同意

■教育委員会委員の任命について

【住所】

上島町岩城3162番地2

【氏名】 岡野 英二

【生年月日】 昭和17年1月30日

【住所】

上島町弓削引野295番地

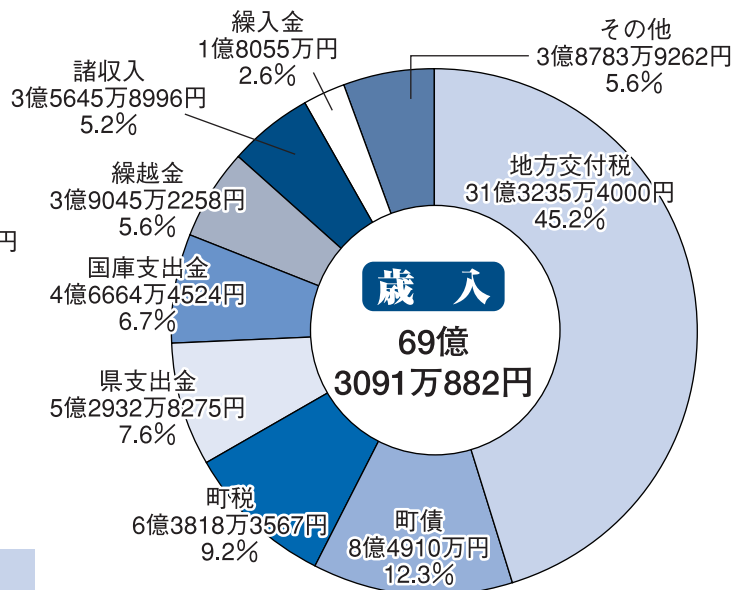
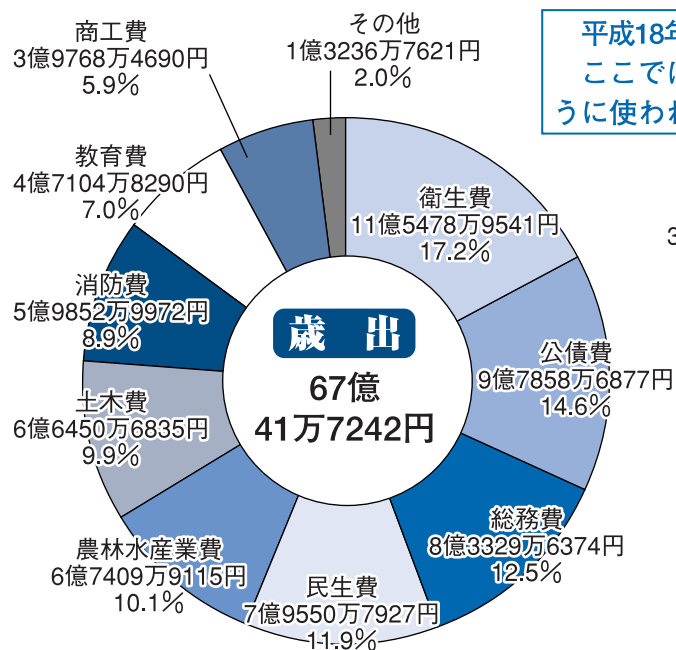
【氏名】 小澤 宏次

【生年月日】 昭和17年3月11日

同意

平成18年度上島町一般会計決算報告 これが上島町の家計簿です

平成18年度の各会計決算は、9月定例議会で全て認定されました。
ここでは、私たちは納めた税金や国・県等からのお金がどのように使われたのか、一般会計の詳細をお知らせします。



《歳出 その他の内訳》

議会費	81,611,771円
災害復旧費	23,440,850円
諸支出金	27,315,000円

《歳出 特別会計への繰出金》

〈総務〉CATV事業会計	41,000,000円
〈民生〉国民健康保険事業会計	86,000,000円
〈民生〉老人保健事業会計	107,000,000円
〈民生〉介護保険事業会計	101,000,000円
〈民生〉介護サービス事業会計	24,902,962円
〈民生〉特別養護老人ホーム事業会計	109,262円
〈衛生〉公共下水道事業会計	393,500,000円
〈衛生〉浄化槽事業会計	14,500,000円
〈衛生〉農業集落排水事業会計	64,700,000円
〈衛生〉コミュニティプラント事業会計	17,178,009円
〈衛生〉上水道事業会計	24,876,000円
〈衛生〉簡易水道事業会計	23,600,000円
〈衛生〉国保診療所事業会計	20,000,000円
〈土木〉ふ頭用地事業会計	2,650,000円
〈諸支出金〉船舶事業会計	25,000,000円

《歳入 その他の内訳》

地方譲与税	95,317,784円
利子割交付金	3,199,000円
配当割交付金	2,622,000円
株式等譲渡所得割交付金	2,323,000円
地方消費税交付金	65,761,000円
自動車取得税交付金	15,858,000円
地方特例交付金	16,688,000円
分担金及び負担金	73,517,002円
使用料及び手数料	99,843,568円
財産収入	10,570,908円
寄付金	1,530,000円
交通安全対策特別交付金	609,000円

《歳入 町税の内訳》

町民税	302,032,454円
固定資産税	282,341,029円
軽自動車税	16,285,000円
市町村たばこ税	37,525,084円

平成18年度の世帯・個人当たり歳入歳出状況

《平成19年3月末現在》
(世帯数…3,769世帯 人口…7,935人)

歳出



1世帯
1,777,771円



町民1人
844,413円

歳入

町税負担額



1世帯
169,324円



町民1人
80,426円

火災警報器の悪質な訪問販売にご注意！

●火災警報器の設置の義務化

平成16年の消防法改正により、一般住宅にも火災警報器の設置が義務づけられました。

すべての新築住宅は平成18年6月1日から設置し、既存住宅については、平成23年6月1日までの、各市町条例で定める日までとなっています。

この制度改正に便乗した、悪質な訪問販売による消費者被害が全国的に発生しておりますので、ご注意ください。

●こんな販売方法に注意！

- ・「消防署の方から来た。」「消防署から委託されて、地域を回っている。」などと、消防署員のような服装や言動で訪問し、販売をする業者がいます。
- ・「設置が義務化され、今すぐに取り付けしないと法律に違反し罰金が科せられる。」「隣近所もみんな購入した。」などと言って、消費者の不安をあおって契約させます。
- ・「警報器を取り付けるには資格が要る。」と言って、市価よりも高い価格で商品を売りつけます。

●トラブルを防ぐには

- ・公的機関の職員（市町・消防署）が個人宅を訪問して、火災警報器等の斡旋や販売をしたり、特定の業者に販売を委託することはありません。
- ・「今なら格安で設置できる。」などと、契約を急がせる業者には特に注意が必要です。
- ・住宅用火災警報器は、家電量販店やホームセンターで数千円から1万円前後で販売されています。また、自分で取り付けできるものもあります。
- ・万が一、訪問販売で契約してしまった場合でも、クーリング・オフの対象になっています。

●警報器の設置場所について

- ・設置場所は、原則として寝室と寝室がある階の階段となっていますが、市町によっては台所にも設置を義務付けているところもあるようですので、詳しくは事前に最寄りの消防署にご確認ください。

【消費生活に関する相談窓口】

岩城総合支所 産業振興課 TEL 0897-75-2500
せとうち交流館 TEL 0897-77-2252
生名総合支所 産業建設課 TEL 0897-76-3000
魚島総合支所 産業建設課 TEL 0897-78-0011

